

自然公園

制度に基づく措置等

区分	根拠法等	指定基準等	措置等
<p style="text-align: center;">国立公園・ 国立公園</p>	<p>自然公園法 (制定年月日) 昭和32年6月1日 法律第161号 (目的) 優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。</p>	<p>1 景観 (1) 国立公園(面積30,000ha以上) 同一の風景型式中わが国の風景を代表するとともに、世界的にも誇り得る傑出した自然の風景であること。 (2) 国定公園(面積10,000ha以上) 国立公園の景観に準ずる傑出した自然の大風景であること。</p> <p>2 土地 大部分が国有又は公有であるか、保安林その他で景観の保護に適しているなど。</p> <p>3 産業 産業開発による景観破壊のおそれが少ないこと。</p> <p>4 利用 多人数の利用に適していること。</p> <p>5 配置 国立公園は配置を考慮しない。国定公園は利用の利便を考え全国的に適正配置。</p> <p>6 自然公園候補地区区域の決定 原則として一つの景観区によるものとし、二つ以上の景観区が近接する場合は二つ以上の景観区を併せて一つの自然公園区域とする。</p>	<p>指定による規制</p> <p>1 特別地域で次の行為を行う場合は許可が必要</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 工作物の新築、改築、増築 (2) 木竹の伐採 (3) 環境大臣が指定する区域内において木竹の損傷 (4) 鉱物の掘採又は土石の採取 (5) 河川・湖沼等の水位・水量に増減を及ぼす行為 (6) 環境大臣が指定する湖沼・湿原等で汚水・廃水を排水設備を設け排出すること (7) 広告物等の掲出等 (8) 環境大臣が指定する物の集積又は貯蔵 (9) 水面の埋め立て、干拓 (10) 土地の形状変更 (11) 環境大臣が指定する植物の採取又は損傷 (12) 環境大臣が指定する区域内での指定種の植栽又は播種 (13) 環境大臣が指定する動物の捕獲等 (14) 環境大臣が指定する区域内での指定動物の放出 (15) 屋根・壁面・塀・橋・鉄塔・送水管等の色彩変更 (16) 環境大臣が指定する区域内への指定期間内の立ち入り (17) 環境大臣が指定する区域内での車馬等の乗り入れ (18) 政令で定める行為 <p>2 特別保護地区で次の行為を行う場合は許可が必要</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 特別地域の行為1、2、4、5、6、7、9、10、15、16に掲げる行為 (2) 木竹の損傷 (3) 木竹の植栽 (4) 動物の放出(家畜の放牧を含む) (5) 屋外での物の集積又は貯蔵 (6) 火入れ・たき火 (7) 木竹以外の植物の採取、損傷、落葉・落枝の採取 (8) 木竹以外の植物の植栽又は播種 (9) 動物の捕獲・殺傷、動物の卵の採取・損傷 (10) 車馬等の乗り入れ (11) 政令で定める行為 <p>3 特別地域で次の行為を行う場合は届出が必要</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 指定時における既着手行為(事後) (2) 非常災害のための必要な応急措置(事後) (3) 木竹の植栽、家畜の放牧(事前) (4) 一時的な催しの計画(事前) <p>4 特別保護地区で次の行為を行う場合は届け出が必要</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 特別保護区内指定時における既着手行為(事後) (2) 非常災害のための必要な応急措置(事後)

区分	根拠法等	指定基準等	措置等
県立自然公園	<p>広島県立自然公園条例 (制定年月日) 昭和34年10月9日 条例第41号 (目的)</p> <p>県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、県民の保健、休養及び教化に資するとともに生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。</p>	<p>1 景観 県の風景を代表する傑出した自然の風景であること。</p> <p>2 土地 大部分が国有又は公有であるか、保安林その他で景観の保護に適しているなど。</p> <p>3 産業 産業開発による景観破壊のおそれが少ないこと。</p> <p>4 利用 多人数の利用に適していること。</p> <p>5 配置 利用の利便を考慮して県内に適正配置。</p> <p>6 自然公園候補地区の決定 原則として一つの景観区の区域によるものとし、二つ以上の景観区が近接する場合は二つ以上の景観区を併せて一つの自然公園区域とする。</p>	<p>指定による規制</p> <p>1 特別地域で次の行為を行う場合は許可が必要</p> <p>(1) 工作物の新築、改築、増築 (2) 木竹の伐採 (3) 知事が指定する区域内においての木竹の損傷 (4) 鉱物の掘採又は土石の採取 (5) 河川・湖沼等の水位・水量に増減を及ぼす行為 (6) 広告物等の掲出・設置等 (7) 屋外での土石その他知事が指定するものの集積・貯蔵 (8) 水面の埋め立て、干拓 (9) 土地の形状変更等 (10) 高山植物等で知事が指定するものの採取、損傷 (11) 知事が指定する区域内での指定種の植栽又は播種 (12) 知事が指定する動物の捕獲・殺傷、指定動物の卵の採取・損傷 (13) 知事が指定する区域内での指定動物の放出 (14) 屋根・壁面・塀・橋・鉄塔・送水管等の色彩変更 (15) 知事が指定する区域内への指定期間内の立ち入り (16) 知事が指定する区域内で車馬・動力船の使用等 (17) 規則で定める行為</p> <p>2 特別地域で次の行為を行う場合は届出が必要</p> <p>(1) 特別地域の指定時における既着手行為(事後) (2) 非常災害のため必要な応急措置(事後) (3) 木竹の植栽、家畜の放牧(事前) (4) 一時的な催しの計画(事前)</p>

(環境県民局 自然環境課)

自然公園一覽表

公園名及び主要公園地域		区分	市町村名	指定年月日	面積(ha)
国立公園	○瀬戸内海国立公園 仙酔島、袴島、走島、皇后島、弁天島、玉津島、津軽島、後山、阿伏兎瀬戸、戸崎、宮島、可部島、向宇品、似島、弁天島、小弁天島、峠島、火山、桂ヶ浜、鹿老渡、鹿島、羽山島、横島、黒島、笹小島、野呂山、柏島、小熊島、馬島、小芝島、休山、筆影山、白滝山、鳴滝山、神峯山、佐組島、大相賀島、小相賀島、上島、裸島、箕島、白島、木白島、木村島、唐島、折免島、箱島、二子島、船島、鍋島、一峰寺山、平羅島、中ノ島、小島、観音山、絵の島、大久野島、小久野島、阿波島、黒滝山、高見山、岩子島、加島、笹島、下江府島、上江府島、白滝山、青影山、因島公園、大浜崎、極楽寺山等及び広島港湾の一部、呉港湾を除く県内の海域		福山市、廿日市市、大竹市 広島市、呉市、東広島市 三原市、尾道市、大崎上島町 江田島市、竹原市	昭 9. 3.16 昭 25. 5.18 昭 31. 5. 1	10,681
国立公園	○比婆道後帝釈国定公園 吾妻山、烏帽子、御陵、立烏帽子、竜王山、池ノ段、道後山、帝釈峽等		庄原市、神石高原町	昭 38. 7.24 平 15. 3.25	5,342
	○西中国山地国定公園 天狗石山、雲月山、大佐山、臥竜山、聖湖、深入山、三段峽、恐羅漢山、十方山、冠山、冠高原等		廿日市市、北広島町 安芸太田町	昭 44. 1.10	15,389
県立公園	○南原峽県立自然公園 加賀津の滝、可部冠山、石采岩、傾城ヶ淵等		広島市	昭 42. 9. 1	925
	○山野峽県立自然公園 猿鳴峽、竜頭滝、紅葉谷、島串等		福山市、神石高原町	昭 42.11.14	311
	○三倉岳県立自然公園 三つの嶺、黒嶽、頂山、灯籠石等		大竹市	昭 46.11.23	499
	○竹林寺用倉山県立自然公園 篁山、用倉山、瀑雪の滝、深山峽谷等		東広島市、三原市	昭 46.11.23	614
	○仏通寺御調八幡宮県立自然公園 仏通寺、竜王山、大峰山、昇雲の滝等		三原市	昭 46.11.23	1,356
	○神之瀬峽県立自然公園 神之瀬湖、判官山、高幡観音、中野谷溪谷等		三次市、庄原市	平 10. 4.30	2,736
計	9 か 所				37,853